

福島原発震災情報連絡センター
チェルノブイリ原発事故 26 年
福島原発被曝者援護法制定に向けた調査訪問団

ウクライナ調査報告

いわき市議会議員
佐藤和良

はじめに

澄み切った青空、みどりの大地、どこまでも続くまっすぐな道。

その道端に小さなウクライナ正教の教会があった。

数年前までは、近くに住んでいたおばあさんが、この教会を守っていたという。

十字路の道路脇には、屋根が落ち朽ち果てた建物が立っている。

ここは放射能汚染地帯、無条件移住地域となった「第2ゾーン」の廃村のひとつ。

「ヨーロッパの穀倉」ウクライナで起きたチェルノブイリ原発事故から26年。

原発事故後、被災者の支援法を制定し、住民保護にあたってきたウクライナの実情を調査した。

福島原発事故によって被災し、被曝した人々の援護法の制定を国に求めるために。

● 「福島原発震災情報連絡センター」

全国の自治体議員で構成する「福島原発震災情報連絡センター」は、原発震災による放射能汚染と被曝を強いられる人々の「生存権」（憲法25条）を保障し、子どもたちの命と健康を守る活動に力を入れてきました。特に、福島原発事故によって被災し、被曝した人々に「健康管理手帳」を交付し定期的な健康診断、医療行為の無償化、社会保障を組み込んだ「福島原発被曝者援護法」の制定を国に求めてきました。

● 「チェルノブイリ原発事故26年 被曝者援護法制定に向けた調査訪問団」

チェルノブイリ原発事故後、被災者への支援法を制定し、自国民の保護にあたってきたウクライナ政府と地方行政府、研究者、活動者などから直接話を伺い、福島原発事故によって被災し、被曝した人々の援護法の制定に役立てようと、ウクライナの実情を調査するために、5月9日から14日の日程でウクライナを訪問しました。

団員は、福島原発震災情報連絡センター共同代表の佐藤和良いわき市議ほか3名で、コーディネーター兼同行者として、福島原発震災情報連絡センターのアドバイザーで、NHK「ネット

ワークで作る放射能汚染地図」で知られた独協医科大学准教授の木村真三さん。ウクライナ
現地の通訳兼ガイドは「チェルノブイリ救援・中部」現地特派員の竹内高明さん。

[調査日程]

5月9日（水） 成田発 ウィーン経由ウクライナ・ボリスポリ国際空港着

5月10日（木）

●キエフ

1、在ウクライナ日本大使館 坂田東一特命全権大使

2、ウクライナ政府 非常事態省

（説明者）チェルノブイリ事故住民保護課

アントニーナ・イシチェンコさん

ナターリヤ・セミヤシスカヤさん

ナターリヤ・シヴァアラさん

ジトーミル州コーラステン市に移動

5月11日（金）

ジトーミル州コーラステン市から同州ナロージチ地区に移動

●ナロージチ

1、ナロージチ地区行政庁

（説明者）ナロージチ地区行政長 トロフィネンコさん

2、ナロージチ地区バザール附属放射能測定所「国立動物検疫センター」

3、汚染地域 ・農地除染地—スターレシャルノ村（第2ゾーン・廃村）

（説明者）ジトーミル国立農業エコロジー大学

地域環境問題研究所所長 ムィコラ・ディードフさん

5月12日（土）

1、環境政策&マネージメント

（説明者）環境コンサルタント・ウクライナ地球化学研究所上級研究員
ボロディーミル ティーヒーさん

2、開発中の食品汚染計の視察 ・ウクライナ地球化学研究所

（説明者）ウクライナ科学アカデミー会員
キエフ工業大学教授 ユーリー・ザヴォローノフさん

5月13日（日） ウクライナ・ボリスポリ国際空港発 ウィーン経由日本

5月14日（月） 成田着

ウクライナ

「ヨーロッパの穀倉」地帯として日本でも知られています。

歴史的・文化的に中央・東ヨーロッパとの関係が深く、キエフ大公国が13世紀にモンゴル帝国に滅ぼされた後は独自の国家を持ちませんでした。18世紀のウクライナ・コサック国家後、ロシア帝国の支配下に入り、第一次世界大戦後に独立宣言、ロシア内戦をへて、ソビエト連邦の構成国となりました。ソ連時代の1986年にチェルノブイリ原子力発電所事故が起き、1991年ソ連崩壊に伴い独立しました。

2012年1月、ウクライナと日本は外交関係樹立20周年という節目を迎えました。昨年3月の東日本大震災と福島原子力発電所事故では、ウクライナ政府と国民から、お見舞いや激励、人的・物的支援をいただいています。

日本大使館の坂田東一ウクライナ特命全権大使の表敬訪問

チェルノブイリ原発事故から26年目のウクライナの首都キエフの中心部は、スターリン時代の社会主義ゴチック建築を思わせる街並みでした。日本大使館は、独立広場に近い、フィルハーモニー近くのビルの中でした。

坂田大使は、東京大学工学部から、1974年科学技術庁入庁し、科学技術庁科学技術政策局計画課企画官、文部科学大臣官房審議官、理化学研究所理事、文部科学大臣官房長、文部科学審議官を経て、2009年7月から、2010年7月まで文部科学事務次官。退官後、文部科学省顧問を経て、2011年9月1日より、ウクライナ大使。2011年10月10日にウクライナ駐箚日本国特命全権大使としてキエフに着任し、モルドバ駐箚日本国特命全権大使も兼任しています。

坂田大使は、様々な事故対策をしてきたウクライナができたこと、できなかったことを良くみて欲しいと調査団にアドバイス。チェルノブイリ原発事故と福島原発事故を経験し、福島や日本がチェルノブイリ原発事故から何を学ぶのか、福島原発事故の教訓を日本は世界に何を発信するのかとして、国際緊急時協力体制の条約化などを提言されました。意見交換の中での問題提起は、以下のようなものです。

1、皆さんは住民の立場が必要条件であるが、あれだけの国際的な迷惑を、逆にいえば世界から助けられた日本の責任において、原子力をどうするかは横において、あの事故を通じて原発の安全な原点を作って世界にフィードバックしてもらいたい。

2、福島原発事故のような悲惨で不幸な事故は世界から助けられなければならないが、内戦において国連PKOという仕組みがある。原子力事故に関する国際PKOつくるべき、国際条約化して世界中が助け合う国際制度を打ち立てなければならない。

3、原子力損害賠償条約には、パリ条約、ウィーン条約、補完的補償条約の3つがあるが、今回、日本は原子力損害賠償制度という福島原発事故に関する支援機構を立ち上げたが、この経験も国際社会にフィードバックしなければならない。

4、福島原発事故の「現場」を事故炉の安全な技術力を見につけてもらう、誰も経験したことのない「修羅場」、その中から新しい技術を考案しなければならないが、「学びの場」として国際開放するような貢献・活用もあるのではないか。

また、福島原発事故後、政府は警戒区域などの住民について除染―帰還の方針をとっているが、地方分権を尊重する立場で首長の言い分を無視できないし、住民の声と離れる場合もあることをどのように考えたらいいか、との質問に対し、坂田大使は「政府は首長の立場を尊重しなければならない。しかし、首長として帰らせることはできても責任をとりきれない。政府は過去に例のない、違う判断もしてはいけないことはない。首長に任せることに限界もある。政府の毅然とした判断が求められる」と話していました。また、日本は「大震災を被っているながら IMF に 600 億、ウクライナの ODA など国際コミットメントの推進は高い評価を受けている。税、震災など内向きになるのではなく国際協力に日本の姿勢を示すべきだ」とも語っていました。

坂田大使は、日本政府の原子力政策を推進してきた科学技術庁の中樞から文部科学事務次官となり、さらに福島原発震災後、チェルノブイリ原子力発電所事故が起きたウクライナ特命全権大使となり手腕をふるっているだけに、日本政府- 外務省の基本的な立場を知るにふさわしい訪問となりました。

ウクライナ非常事態省チェルノブイリ事故住民保護課

ウクライナ政府非常事態省のチェルノブイリ事故住民保護課での調査報告です。

非常事態省は緊急事態省とも和訳されております。非常事態省は、革命前の歴史的建造物といった感の建物でした。

2012年5月10日 ウクライナ政府 非常事態省 訪問

(説明者) チェルノブイリ事故住民保護課

アントニーナ・イシチェンコさん

ナターリヤ・セミヤシスカヤさん

ナターリヤ・シヴァラさん

非常事態省では、日本大使館の中野洋美参事官の同席のもと、私から訪問調査の趣旨を申し上げます。その上で、「チェルノブイリ事故の結果から住民保護課」の副課長のアントニーナ・イシチェンコさんから、まずお話を伺いました。

アントニーナさんは、チェルノブイリ事故について、ウクライナの 53,000 平方キロメートルが汚染地域となり、被災者は 250 万人、事故直後は 300 万人に上ったと話し、資料として、91 年にまとめた被災者支援法とその後の内閣省令や法令改正を求めた法律集および 2011 年事故後 25 周年に当たって作成した放射能汚染マップを提供いただきました。いずれもウクライナ語の原資料。

● アントニーナ住民保護課副課長のお話

・ 91 年にまとめた被災者支援法の趣旨は、チェルノブイリ事故の影響から住民を保護するというもの。解決すべき事項は、どこに住んで医療を受けるのか、保養するのか、農業は可能なのか、ということ。大枠で二つ、一つは被災者の支援、もう一つは汚染地域の定義。現在は、社会保障については社会政策省が所管し、汚染地域の立ち入りや制限区域の管理は非常事態省制限区域管理局で行っている。

・ 医療は、被災者支援法に基づき治療、入院、医薬品は全て無料であり、内閣令が出て具体的に補償している。

・ 被災者の国家登録法がある。登録は被災者の健康を統計的に把握する上で極めて重要。

・ 被災者への医療施設の指定。国の施設として、あらゆる病気の治療に当たる放射線医療センター、甲状腺異常の治療にあたる内分泌代謝研究所、小児科産科婦人科研究所。現在は、チェルノブイリ事故の時に胎内被曝した人たちが子どもを作る世代になっていることも重要。

・ 登録の認定委員会は中央に 1、地域に 7 ある。

・ 社会的精神的心理学的リハビリセンターは、ジトミール州など 2 カ所にある。

・ 非常事態省は、各州に支局をおいて対応している。

・財政は、国予算で賄っている。

● 社会保障—ナターリヤ・セミヤシスカヤ社会政策省担当のお話

・事故処理作業者（リクビダートル）、被災者に対し、住居の提供、公共料金、治療、保養、年金、老齢年金に特典。

● 汚染地域の定義法—ナターリヤ・シヴァラ担当のお話

・汚染地域の定義は、土壌のセシウムとストロンチウム汚染量、食品汚染量、住民の想定被曝線量による。

・ 4つのゾーン

①第1ゾーン。30キロ圏立ち入り禁止区域。（商業的生産活動の禁止）

②第2ゾーン。無条件義務的移住区域。（商業的生産活動の禁止）年5mSv以上。

③第3ゾーン。保証付任意移住区域。（農業は許可）年1mSv以上。

④第4ゾーン。管理区域。（農業は許可）年0.5～1 mSv。

・これらに地域は国が放射線管理を行い、25年で14回の詳細調査を実施。内容は、各村でジャガイモや牛乳5検体、100人の内部被曝検査などを行うもの。

・全国で70名の放射線専門家による検査を実施して勧告している。最大問題は、内部被曝への対応で、住民に情報提供するのも社会保障の一つ。

・食品汚染衛生基準値。86年版から2006年の最新版。

・汚染地域の指定は、内閣令による2,293市町村から273市町村に減っている。ゾーンの見直しは州議会の発議によって決まるが、過去には第2ゾーンのムラを第3ゾーンにしたのは1件のみである。選挙を意識した政治家が取りあげない問題もある。

● 質問は、

・松谷静岡市議は、ソ連政府の事故秘密政策を乗り越えて法律制定に至るウクライナの「運動」について、汚染区域が2,293から273に減少したことについて。

・岩佐千代田区議から、法律の権利規定、制度設計、制定過程について。

- ・古市福島県議から 91 年とその後改正された法律、福島へのアドバイスについて、
- ・私から、被ばく者の国家登録について、等質問しました。

15:00から16:00の約束が17:00までに延長されるも時間切れの実情でした。

●以下は回答内容の一部です。

・一時的補償金か社会保障の特典か。この点が日本でも考える参考になる。2006年の社会経済的復興のプログラムで社会保障から雇用などへの転換を提言したが実現していない。福島の方々に対する勧告助言だが、地理的経済的条件を考慮して 一方で住民の精神的な問題も考慮していかないといけない。国際的水準に照らしても被災者にネガティブな影響が長く続いている。ウクライナ自身のメンタリティもあるかもしれないが先祖代々の土地を捨てていかなければならないことがトラウマになって戻ってくる人々がいる。除染して住めるようにすることは範囲が広いうということ、財政的に負担が多額と言うことで国の政策として取らなかった。

・年間 300 億ドル、社会保障で国の予算から支出している。経済的側面からは、一時金と社会保障の特典を被災者に選択してもらった方がいいのではないか。

・放射能汚染環境でいかに生きていくかについて、科学技術的な、環境の改善、がん、糖尿病、心臓血管など疾病が起きてきたときに医療的に対応できる、どこに住んでいく条件を見つけれられるのか、汚染されているといっても適応できる、汚染を踏まえた上で生活できる条件を見つけていくことが必要。

・国家登録法の内容。第2ゾーン以上の移住した被災者、事故処理作業員、現在の第4、第3ゾーン居住者が申請して認定する制度。被災者医療登録、定期検診と社会保障登録を別々に証明書を発行している。

非常事態省は「私たちの誤り」として、一つは情報の隠匿、二つ目が被ばく者に対しての補償を一時的補償と社会保障制度としての様々な特典を与えてきたことをあげ、事態が「改善」しているのに社会保障制度を「改定」できていないことを強調しましたが、ウクライナ独立という財源確保の難しい現状の中で、非常事態省の説明は或る意味で日本政府が一番、そのことを吸収しているのではないかと考えられます。社会保障制度の改定は、財源論による被曝

者「切り捨て」政策の要素があるのではないか。福島原発事故被曝者の現実に対して、事故の国家責任を明確にし、ヒロシマ・ナガサキでの国家補償の観点を認識した上で、被災者支援法を確立する必要があります。

ジトーミル州のナロージチ地区行政長

ジトーミル州のナロージチ地区行政庁での調査報告です。

ジトーミル州のナロージチ地区は、1町64村で構成され、汚染地帯の第1～4ゾーンまでが存在しており、ナロージチ町は第2ゾーンにあたります。

ナロージチ地区行政庁近くの公園にある廃村になった村々の名前が刻まれた記念碑。1986年の廃村碑、1990年の廃村碑ですが、何ともいたたまれぬメモリアルストーン。澄んだウクライナの空のもと花輪が供えられていました。

2012年5月11日 ナロージチ地区行政庁

(説明者) ナロージチ地区行政長 トロフィネンコさん

行政庁前の空間放射線量は、 $0.163 \mu\text{Sv/h}$ でした。ちなみに、行政長は大統領の任命制だそうです。

●トロフィネンコ行政長とのインタビュー

佐藤和良 福島の実情、16万人避難の現実、自治体議員グループの福島原発震災情報連絡センターの紹介、援護法制定に向けて学びたいことなど、訪問の趣旨を説明。一つは、放射線とどう闘ってきたのか。もう一つは、ナロージチの放射能汚染は改善されたのか。

木村真三（独協医科大准教授） 森ゆうこさん（前文部科学副大臣）の時にも住民の1人としてお話いただいたが、今日は福島原発事故の被災者自身ですので現実をお話ししていただきたい。

行政長 原発事故は日本でもウクライナでも悲惨、住民にとって不幸なことだ。汚染地域の人のために法律を制定されるということだが、住民、土地が被害を受けたことが大前提になっている。勿論、人命が地球上で一番重要。大事なことは、住民居住地の汚染度。土壌の調査を精密に行い、住める場所かどうかを決めることが必要。

住むのに適さないのであれば 住居を提供することが必要。400世帯が移住の権利を持っているが国が提供できない。もし住める程度であれば、暮らしていく条件を整える必要がある。まず、汚染されていない食品を確保するということだ。ナロージチ地区に、1992年まで非汚染食品の提供が行われた。それによって内部被曝検査では事故直後より下がったという結果が出ている。

汚染されていて、農業に適しない土地については日本の協力で実験が行われてきた。ナタネの栽培だ。直接食べるのではなく、菜種の油をバイオ燃料にする、この可能性が出てきている。加工食品であれば低汚染地で可能だ。なたね栽培は、セシウムを吸収する性質があり汚染農地を改善していく効果が出ている。

汚染度の低いところは、人が住んでいけるという判断のつくところは除染、舗装道路など。農地は化学肥料を散布し汚染物質の吸収を下げるとか。ナロージチ地区内の住居の屋根、柵など、汚染されたものを廃棄物処理場で処分し、新しいものを作ってきた。

この住民の子どもの健康は、1年1回は非汚染地区で保養する。病気の場合はサナトリウムで保養する。住民検診はキエフ放射線研究所のステパーノフ教授の検診が行われてきた。

この地域は冬場の寒さが厳しいため、森が多く薪を使う。樹木の汚染に対し、事故以前ガスが引かれていなかった地区にもガス管を敷設した。ほとんどガスが来ている。井戸は、従来

のものは汚染。深さ 70~110 メートルの地下水のくり抜き井戸を設置して安全な地下水をとってきた。住民の健康リスクを減らすということだ。

皆さんに注意を促したいのは、汚染地域に出入りする車両の放射線測定をした方がいい。出口のチェックと除染が必要だ。車輪等に付着した放射能の汚染を拡散防ぐためにチェックした方がいい。

除染、非汚染食品の提供措置がとられてきたが汚染土地は残る。第2ゾーンで、定期的な土壌の汚染検査が行われてきた。26年たって線量は下がって来ていて、昨年も調査した。5年前の結果では住んでいくのに大きな危険はないという結果がでている。初期除染の成果や時間がたって放射線が減ってきた。いま第二から第三に格下げをしようとゾーンの見直しが出てきている。

現在、にんじん、玉ねぎ、ジャガイモは基準以下。森のきのこ、ベリー、野生動物の肉はまだかなり高い値が出ていて食糧に適さない。一方、水系の今年の調査では川・池の魚肉は基準値以下で食べても販売してもいい結果が出た。

被災者補償法、1991年ソ連が崩壊する直前、社会保障は国の対応の可能性に応じてやるべきであるが、ソ連の崩壊によりウクライナが対応せざるを得ず、今日、補償は十分にやられておらず被災者の中に不満が出ている。法律自身は悪い内容でないが、残念ながら法律を実施するだけの予算がないということで実施されていない。短く、すべての問題に触れた。あとは質問に答えたい。

岩佐りょうこ（千代田区議） 移住できない世帯が 400 あり二万人くらいが移住したとのことであるが、移住の権利について、優先順位、こまかい規定があったのか、また、移住先の選択はどれくらい自由があったのか。

行政長 優先規定はあった。子どもいる家庭を優先。現在未移動の 400 世帯のうち、62 世帯は子どもがいる。移住できないうちに子どもが生まれたとか。400 世帯が移住できない事実で

あるが、5年前、10年前の住民意識も変わって汚染されていてもこの地域に生きていくんだと切り替わって来ている。

国の方から26のアパートがジトミール州内の移住先として指示された。現在15世帯が移住手続きを進めている。見通しが無いというわけではないが、希望者を移住させるためには5、6年はかかる。

しかし、国の方から見ると、移住した人の社会保障も必要、こちらに住んでいて移住の権利で移住したが戻ってきた人への保障も必要。

移住先の選択は、農村地帯なら似たような農村に付加するような形で移住したが、その後だんだん国の予算がなくなり、都市のアパートに入るようになりイヤだと言う話しになっている。

松谷清（静岡市議） ICRP、ECRRの被ばくによる健康被害の認識のちがいについてどうみているか。

行政長 地区病院の方々がくわしいが、地区検診の際に内部被曝線量の測定しているが、地区内の子どもは100%異常なしの子ども1人もいない。

社会保障のための税収増の論議はあるが、新しい財源を国として作るべき。予算不足を州政府に対して、何度も陳情しているが、補償を切り下げようとしているかどうかは私からは言えないが、少なくとも彼らは今やめるとはいわない。財政が苦しいのは事実だ。

医薬品は、おりてくる予算は地区病院に必要な医薬品のうち、1カ月に必要なもののうち3分の1にしかならない。法律では無料となっても実際は、住民が有料で医療を受けざるを得ない。国全体として、チェルノブイリは次第に忘れられている。医薬品以外にも解決すべき問題がある。

移住後の廃屋の解体処分、その後に処分場に埋めるとか、そのあとに植林をすべきとか、うち捨てられている状態である。

松谷 財源の問題についてであるが、必要であるなら税金の増税とか、あるいは、金融危機の後に金融取引への課税、国際連帯税も議論されている。チェルノブイリ-福島原発事故を考えると国際的な原子力災害対策費を IMF のような国際的な損害賠償協定による財源確保という国際的な機関の設置も必要になるのではないかと考えるが、いかがか。

行政長 大変興味深い。地区レベル、政府レベル、州レベル、影響力がない。市民団体「チェルノブイリの人質たち」は、ジトミール州で市民団体と連携している。日本や外務省の草の根プロジェクトなどの新しい円借款で保育所支援や村の診療所の改善も進んでいる。

古市三久（福島県議） 事故前、事故後の人口構成、避難者と帰還者の構成、子どもの数などはどのような状態か。

行政長 現在、3万人だった人口は、1万1,500人、正式登録は9,675人で子どもたちは現在1,800人。移住した人が2万人程度、帰還者は1,500人くらい。与えられた住居に住んでいたが、子どもが大きくなって子どもに住居を渡して戻って来ている人たちもいる。90年代に多くの移住が行われていたが、公営住宅は3人家族40㎡、息子たちが嫁さん、孫もできた、狭いので戻るといような。しかし、子どもの帰還はほとんどない。移住先でお金に困って売って戻ってきた人たちもいる。

古市 自動車のチェックはどのように、当時の除染のレベルは。

行政長 正確には覚えていない。今はやっていない。地区内の幹線道路に検問所をおき、チェルノブイリ方向から来る車については厳重な検問検査、洗剤による洗浄で拡散を防いでいた。地区内の農産物の持ち出しは禁止されていた時期もある。

現在でもキエフへつながる30キロゾーンの道路のあるポーリスキでは、現在も検問所がある。勝手に30キロ圏内に入っていないように。かつて、チェルノブイリの方にいったことがあって、自分が車で行った時は車の車輪を特殊な洗浄液によって除染する装置があって

車の車輪の放射線測定をやっていた。ちなみに豚インフルエンザの問題が起きた時、ベラルーシからの車の検疫をやった。

佐藤 子どもたちの保養は年間、1回ということだが実態はどのようなものか。

行政長 保養の場所は、ウクライナ各地、ジトーミル州も黒海も、いろいろ。かつては年間60日、最近では24日。健康診断の結果、腸が悪ければ、それに特化したサナトリウムに国が保養させることになっている。これら以外にもスポンサーを見つけ、外国- フランスやロシアにも送っている。一般的に国が負担をする。

岩佐 移住できなかつたら外で遊べない。ソフトのフォロー、映画館とか、ジムがあった方がいいとか、ストレスを解消する意味で、こういうものがあればよかったとか、あるか。

行政長 精神的なケアに関しては ウクライナの場合は残念ながらケアはなかった。マスコミ報道を通じて食べていけないものとか、食品が汚染されているとか、啓もう活動は行われたがストレスの方はなかった。日本ではカウンセラーが家庭訪問などして和らげるべきだ。

ディードフ（ジトーミル国立農業エコロジー大学） 事故の86年はソ連時代で共産党のイデオロギーでは精神分析、心理学は懐疑的でカウンセリング制度はなかった。今日はカウンセリングは改善されている。

松谷 昨日の非常事態省で住民保護課は、放射線被ばくした地域は「改善」しており、法律の「改正」が必要だ述べている。社会保障費の浮いた財源は地域の復興に使うべきと述べているが、この地区での産業の育成に関してお考えがあるのか。また、改正できないのは政治家が大衆迎合主義で改正を訴えない姿勢が大きな問題であると指摘されていた

行政長 事故前、産業は農業以外にパン工場、レンガ工場、縫製工場があった程度。縫製工場はいまでもあるが、レンガもパンも長らくなかった。パンは再開のメドがでている。木の製材所の廃棄物でペレット作る木製工場ができた。国の方で復興の方向に向かっているとい

うが、地区に住み続けている人たちで子どもたちの学校、生活の必要に迫られて自分たちで工場も起こそうとしている。改正したいけれども、議員が動こうとしないというが、彼らはそう考えているかもしれないが、地元で生活を何とか成り立たせるためにもやっている。

ディードフ 本来、第2ゾーンは人が住めない、産業を興してはならない地域だ。

行政長 例えば 幼稚園の園舎の改装時、第2ゾーンだと国からは予算は付かない。100人定員に135人も希望ある。日本の支援を受けて子どもたちがいま通っている。国の方針とは別に住民生活の改善に努力している。

ディードフ 付け加えると、この汚染地域の農村地帯というのは 非汚染地帯の農村部に比べると保守的だ。ウクライナの非汚染地区の農業も悲惨な状態にある。ここはそういうわずかな補償もあるが農業は苦しい。わずかな保証ではあるが第3ゾーンになるとなくなるとわけで、すがる気持ちは当然である。見方や考え方の違いである。

佐藤 国に対して何を求めているか、自治体の長としていいたいことは。

行政長 国に求めたいことはいろいろあるが、一番簡単なことだ。赴任して2年たつが非常事態省は誰1人も来ない。非常事態省のゴトフシフ氏の時は、被災程度が大きかったこともあるが、毎月来て情報収集してきた。我々からも、州議会や内閣に絶え間なく陳情をしているがはかばかしくない。

最後に、私個人としても住民に変わって日本のご支援に感謝申し上げたい。日本との協力を続けていて、なたね栽培も州の要請で予算を出すという話になって来、JAICA申請している。特に福島事故の悲劇が起きてしまったが、皆さんの問題の解決に努めていきたい。

スターレシャルノ村（廃村）での農地除染

ナロージチ地区バザール付属放射能測定所の紹介と、汚染地域での農地除染地—スターレシャルノ村（第2ゾーン・廃村）の調査報告です。

5月11日（金）

●ナロージチ

- ・ナロージチ地区バザール付属放射能測定所
- ・農地除染地—スターレシャルノ村（第2ゾーン・廃村）

（説明者）ジト—ミル国立農業エコロジー大学

地域環境問題研究所所長 ムィコラ・ディードフさん

ナロージチ地区のバザールに付属している放射能測定所は、お二人の職員で1日20検体程の測定を行っているそうです。現在でも、ベリー類やキノコは3万 bq/kg の数値が出ると話しておりました。測定器は、検出限界値が14bq/kg。

写真は、ナロージチ地区の第 2 ゾーンで廃村となったスターレシャルノ村で、ディードフさんがチェルノブイリ救援・中部の河田昌東さんらが共同で実施している「地区復興ナタネプロジェクト」の 18ha の菜種畑。この土壌の放射能濃度は 700kbq/m²。

● ムイコラ・ディードフさんのお話

- ・ 汚染農地の改善のためプロジェクトを開始。ナタネの裏作に小麦を作付け。ナタネを植えて 3%放射能濃度が減少。水溶性のセシウムが減り、裏作の小麦の放射能濃度も減少。他の植物は、ナタネを 1 年栽培して、その後 1.5~2%の減少。
- ・ 菜種油にはセシウムが入らないので、バイオディーゼル燃料として使用。
- ・ 作業員の被ばくについて、内部被曝はマスクで回避できる。

ディードフさんは、ナロージチ地区のこれまで 26 年間低線量被ばくの実態調査に取り組んでいます。

- ・ 汚染区域は、1 ミリシーベルト以下の第 4 ゾーン、1 ミリ~5 ミリの移住の権利を選択できる第 3 ゾーン、5 ミリ以上の強制移住の第 2 ゾーン、15 ミリの即時退避の第一ゾーンの 4 つに区分されてますが、ナロージチ区は、全部の区分があります。

ディードフさんは 1988 年にジトーミル州に放射線医学センター設立し、内部被曝の最大の肉と牛乳の放射エネルギーをどう減らすかに取り組んできた。例えば、スターレクチャウガ村やクリスチニーカ村で牛乳 1 ℓ 15000 ベクレル。汚染地から乳牛を 3 年間、非汚染地に移動させた、その間、政府は外部から非汚染牛乳が届けていたといいます。

しかし、当時の地元住民は共産党の「洗脳」が成功、西側の情報は敵の宣伝、ソ連の放射能は違う、と。3 年後に戻り始めた。

- ・ 福島原発事故に際して、

- 1、被災者への客観的情報の提供
- 2、科学的根拠ある勧告が必要

・世界には放射能の高い所に住んでいる人もいる、憶測で不安をもったりしないように、自分で判断できるように、低線量被ばくは、大きな影響はないが、100%影響がないとはいえない、できる限り低く抑える事が必要、生活指針が必要だ。自治体議員として、農地の汚染状況を知らせるべきだ。

廃村となったヴェリーキークシム村の教会。道を挟んで独ソ戦勝利の石碑がありました。柵の内側の空間線量、事故から26年経ても0.453 μ s/h。廃墟です。

チェルノブイリ事故と被災者支援

5月12日（土）

●キエフ ・環境政策&マネージメント

（説明者）環境コンサルタント・ウクライナ地球化学研究所上級研究員

ボロディーミル ティーヒーさん

*ボロディーミル ティーヒーさんのインタビュー内容

1、チェルノブイリ事故時の状況、事故後の数年の補償の法律制定までの経過

事故後、ソ連崩壊までは統一的法律はなく、ばらばらな法令だったが、ソ連政府から各国政府への命令系統は絶対。その当時、ソ連政府の対策決定は直属の事故対策委員会が副首相レ

ベルで作られていた。当時、チェルノブイリの現場にワーキンググループが常駐して対応した。ソ連政府の決定を直ちに実施する体制がきていた。

中央からの指示に従って現地で動いた結果を報告するという中央政府の決定は絶対的なものであった。上意下達の方式。しかし、事故の規模が大きかったために把握した状況は総括的なものでなく一面的なものも多かった。このシステムの欠陥は、対策に対する費用を誰も計算していなかったことだ。一方では、費用は莫大であったがソ連政府の国家予算全体も膨大だったのであまり気にすることはなかった。

もうひとつの欠点はすべてが国に所属して誰一人としてその決定に批判できなかったことだ。上の人が考えたらそのまま実行してしまう。自分も現場で処理作業にしていた。

当時は、水試験研究所の上級研究員をしていた。87年秋、派遣団が汚染地域を調査。30キロ圏内の汚染水をプリピアチ川左側に深さ1~2mで数立方キロメートルにわたった流入防止堰をつくった。1ℓ当り185兆 bqの汚染水だった。汚染水がドニエプル川に到達すれば汚染が拡大する。どういふ対策をとるか悩んだが、88年に現場に行くと、軍が堰を爆破してなくなっていた。

移住や除染も速攻で実施された。

2、保養事業について。

ソ連でも保養はすぐにはなかった。肯定的に評価できるものではなかった。被災者支援は拙速で必ずしも効果をあげたものではなかった。児童の保養ということについては外国からもずいぶんやられているが、個人的な意見ではとにかく遠くに連れて行かなければということであったが、しかし、それ以上に重要であったことは汚染されていない食品を確保することであった。

事故2, 3年たって、汚染地域は、それほどの汚染ではなかったというところもあった。汚染地域に近いところでも汚染の低いところがあったことがわかってきた。むやみに遠くに保養させるのではなく安全食品提供することが可能であった。

当時、ジトーミル州の子どもが同じジトーミル州の中でやっていたらジトーミル州での雇用にもつながった、常に雇用していることで無駄な費用もかからなかったはずだ。その当時国の方針としてサナトリウムでの保養についての費用は国が出した。わずかしかなかった為サナトリウム側はやっかいものという受け止め方をした。

サナトリウムに対してソ連時代は国の権力の締め付けがあったが、崩壊後にその権力プレッシャーは緩んでやりたくないと言い出した。しかし、5年の間、汚染値の低く近い所のサナトリウム等保養施設は利用されなかった。そのためインフラも劣化してしまった。ピオニールの施設など使われずにいたものを新たに使えるようにする余計な労力を費やしたりもした。

90年代の末に保養を受け入れていたサナトリウムの施設は貧弱で子どもを連れて行って効果があるのかという状況だった。被災者の補償の為に支出されていたが効果的ではなかった。国の予算がなくなってきた時点でサナトリウムはお断り、使えたはずの地元のサナトリウムは使えなくなっていた。

同じ市の中でも汚染はスポット状になっていて、子どもたちの為に遠方でなくても汚染の低い場所に学校を作るとか、保養施設を作るとか、できるだけ負担が少ない方法をとるべきだ。汚染地では投資環境に置かれていないため、国の支援が地元に残るような方法を考える必要がある。ウクライナ政府はキューバに保養所も設備したが、そのお金は観光会社、実際には航空会社に流れていった。

甲状腺被曝対策については、スクリーニング、被曝線量の把握など、発症時までの体制作りが必要だ。

3、質疑

質問：通学における放射能被ばくを減らす方策はあるか。

回答：通学も大事。保養と通学とどちらが大事か、外部から決められることではない。というのは学校をどうするか、市の単位でコミュニティ全体になってくると思うのでそれぞれの自治体のレベルで新しいコミュニティの中でも年齢層に応じて残ろうかどうかの選択もある。

一家で移住する場合、子どもに大きなストレスがかかってくる。住民に情報が与えられていて自主的に選択することが大切。というのは 高線量外部被ばくは減ってくるわけで、どちらがいいか住民が選択できる。数年間の高線量を避けたいと考えるか、人間関係が全部変わってしまうところに移住するのか、それぞれの人が選択できること、住民自体が決断できることが大切。

医学的見地からいえば、放射線ストレスと精神的ストレスはフィジカルでは同じことだ。精神的ストレスの被ばくがより大きく出てくる場合がある。情報を提示して、こちら側の勧告がかみ合わなくても本人が主体的に選択できるようにしないと重大なストレスにつながる。

みなさんの情報連絡センターは、議員どおしの広い意味での情報センターにすれば、専門家の皆さんの意見を聞いて住民が自分で決められるということになり、いいのではないか。チェルノブイリとは違うが、環境開発のプロジェクトでも住民インフォメーションセンターを作れば実際に機能する。レジユメにも書いたが、91年グリーンピースと連携して情報提供ということで、当時、小さなNGOだったが移動測定室をつくったことがある。

質問：対策費はソ連政府の財政が大きかったとのことだが、ソ連崩壊がなかったならどうか。

回答：その後の展開は、崩壊如何に関わらず現実的に財政難になってきた。国の経済状態を考えた上での法律ではなかったのはいずれは同じ状況になった。ウクライナだけでなくロシアでも。社会的不公正の問題もある。事故処理作業者は劣悪な労働であった。彼らのような労働をした人がほかにいなかったわけではないが、がんについていえば、国連全体で汚染地域が特別に増えているわけではない。いちがいに原発だけにというわけにいかない。汚染地のがん、データもしっかりしていない。

質問：ソ連政府の崩壊にチェルノブイリ原発事故が加速したともいわれるが。

回答：崩壊を加速した三つの要因。経済的なものではなく一般庶民の考え方が国や政府が面倒みってくれるという意識が事故によって変化した。国は自分たちのことを考えていないと。事故の結果から誰も面倒を見てくれない、30 キロ圏内に入って作業をしろといわれて病気になることが起きた。ソ連のシステムの弊害に人的資源が使われて枯渇してしまった。上意下達で、戦争もしていないのに 50 万以上の人が動員された。その結果、自分たちのことを考えていないことが分かった。もうひとつは経済的な問題。1985 年に石油価格が下がった。ソ連経済は軍事的生産、ガスとか石油に依存していた。軍事は発展していたが日用品は外貨によって輸入していた。85 年に石油価格が半減したことにより輸入ができなくなった。もうひとつは、政治と直結したものではなかったが、89 年から言論自由化になってみんなが批判し始めたことが崩壊の要因。

質問：放射線被ばくによるがんは公害被害という指摘もある中で、がん発症に放射線ストレスと精神的ストレスに差はないとのことだが、このことは、今、日本政府がやっていることと表面的には同じように聞こえるが、真の意図は何か。

回答：移住している人を多く知っている。スイスのドキュメンタリーチェックオフと一緒に仕事をした。汚染地域に視察について回った。その時に移住した人の話も聞いた。彼らにとってのトラウマは甚大であった、一生忘れられない傷になっている。なので、病気は被ばくのせいとは考えにくい。心理的なもの大きくある。チェルノブイリ事故でも移住のプラスとマイナスを考えなければならないという意味でいった。

国にとって、移住させることが楽であった。汚染数値による移住はよくない。まず、個人の受け取り方も違う。トラウマにならないようにコンサルテーションをとってそれぞれに応じた対策が必要だ。一定以上の被ばくで 100%病気になる話ではない。放射能にしきい値がある話ではない。大気中に炭酸ガス増えれば、すべての人が頭痛をおこす。放射能はそうならない。なので放射性物質による汚染の場合は、移住するやり方をとっていいわけではない。

* この回答に納得できなかった団員が、木村真三さんと竹内さんへの再質問。

木村さんは、放射線に関する教育についてもっときちんとした形で行う必要があるということと、放射線被ばくのしきい値がないことを、軽く見るか重く見るかは、26年間のチェルノブイリ原発事故のフィールド調査をしっかりとやる中で対応を考えるべきと思う、と。

竹内さんは、住民が様々な情報を得た上で、住民自身が自分で納得して選択を決めていくということを強調しているのもであって、移住の選択はあるわけで移住を希望する場合に政府が財政保証をするということになっていることが大事だ、と。

ウクライナ地球科学研究所、食品汚染測定器の開発

ウクライナ地球科学研究所、アンチドーザコム社の食品汚染測定器開発の視察報告です。

5月12日（土）

●キエフ

・開発中の食品汚染計の視察 ・ウクライナ地球科学研究所

（説明者）ウクライナ科学アカデミー会員

キエフ工業大学教授 ユーリー・ザヴォローノフさん

ユーリー・ザヴォローノフさんのインタビュー内容

・ウクライナ地球科学研究所は、チェルノブイリ事故発生後、様々な問題に取り組む国立の研究機関のひとつ。国家レベル、アカデミーレベルなど様々な団体が訪問している。

・私は、1986年4月16日のチェルノブイリ事故発生後、26年間、線量計の開発と除染作業に捧げてきた。国家プログラムによるホールボディカウンターや食品用線量計の開発、上空そして地上での線量測定、土壌や家畜、水の除染作業など。

・今回の食品汚染測定器「Food light」の開発は、木村真三さんの発議でのプロジェクト。これまでもセミパラチンスクや米国で使用の測定機器の開発を行ってきた。

・チェルノブイリ事故後、人体への影響を最小化する目的で対応してきた。この対策本部の

本部長がウクライナ科学アカデミーのレフシェンコ。

- ・これまで、事故処理作業の全ての仕事を行ってきた。4号炉爆発に伴う、全世界の放射能汚染。その汚染は不均一でまだらだった。わたしたちは開発した測定器をヘリに積んで放射能汚染を測定した。その結果5キュリー以上は移住、4ゾーンの設置となった。汚染地図を製作し、常時モニタリングを行っている。

- ・人の体内の被曝について、内部被曝線量測定装置「スクリーナー」（イス型ホールボディカウンター）で3~4分で測定できる。1,000以上の測定所を開設した。

- ・21年間で35,000人の子どもの保養にもかかわってきた。

- ・原子力カビの意見には組しない。微量放射線の影響を肯定する。特に妊婦の胎児への影響がある。

- ・家畜の牛の汚染は、非汚染地域で3~4月生活すると汚染がなくなる。

まとめーチェルノブイリ支援法から福島原発被曝者援護法へ

ウクライナでは、被災者支援と汚染地域の定義という、二つの大きな柱によって原発事故被災者支援の法整備がなされ、事故処理作業者と被災者に対して、汚染地域の放射線管理、食料の配給、住居の提供、公共料金・医療・保養などの支援が行われてきました。

しかし、ソ連邦崩壊によるウクライナの財政危機と財源問題、それによって社会保障実施の困難性と社会保障措置の切り捨て問題の発生、国家による汚染地域指定見直しと地方自治体での社会保障維持のための国際的連携活動など、調査の結果、ウクライナが直面している課題もまた浮かび上がってきました。

被災者支援と汚染地域の定義という、ウクライナの二つの大きな柱を踏まえ、日本において、原発事故被災者支援、原発被曝者援護法の制定。さらに、その内容について原発事故の国家責任に基づく原発被災者への国家補償の明文化、また、被災者支援は一時金的補償ではなく恒久的社会保障を盛り込むべきこと、など法の基本原則として確立すべきです。

6月21日に国会で東京電力福島第一原発事故の被災者支援法が可決されました。

正式名称は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を

守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」です。

支援対象者は（１）避難区域（４月に再編される前の福島県内の警戒区域と計画的避難区域）に住んでいた人（２）一定基準以上の放射線量が計測された地域に住んでいたか、住み続けている人。自主避難者も対象に含め、国が住宅の確保や就業を支援する。（２）の地域は福島県内に限定せず、放射線量の基準は地元との協議で定めるため、県外でも放射線量が比較的高い地域の住民が対象となる可能性があります。対象者のうち子供や妊婦の医療費は、国の財源で免除または減額する。また被曝の可能性がある子供の健康診断を生涯にわたって実施。事故の影響で家族と離れて暮らす子供への支援や、自主避難者の帰還なども国負担とするものです。

この法律は理念法、プログラム法のため、今後、政府が地域指定、事業計画の策定などに取り組むこととなります。課題は、医療費負担の減免が子どもと妊婦に限定されている点、支援対象となる「一定の基準より高い放射線量」地域の設定も政省令に委ねられる点、具体の事業計画策定にあたって被災当時者の参加制度が曖昧である点などです。

このため、医療費負担の減免は大人も含めて全被災者に適用すること及び支援対象地域は追加被曝線量が年間線量 1mSv 以上となる地域を全指定すること、並びに事業計画の策定にあたっては被災当時者の意見を反映する制度的保障を担保することなど、実効性ある制度の拡充を被災当時者の観点から求めていく必要があります。